

# 「介護保険 償還払い制度」について



## 高額介護サービス費 支給制度

同じ月に利用した介護サービス費の1割の自己負担額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

○申請に必要なもの

- ▼申請書
- ▼印鑑(スタンプ印を除く)
- ▼振込口座の通帳

【高額介護サービス費の利用者負担上限額】

No.	利用者負担段階区分	上限額
1	■生活保護受給者など	個人：15,000円 世帯：15,000円
2	■住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ■住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	個人：15,000円 世帯：24,600円
3	■住民税非課税世帯で、上記2に該当しない方	個人：24,600円 世帯：24,600円
4	■住民税課税世帯	個人：37,200円 世帯：37,200円

## 高額医療・高額介護合算制度

同じ世帯において、介護保険と医療保険の両方で給付を受けることで、自己負担額が高額になったときには、毎年7月末日時点で加入している医療保険ごとに、年間(前年の8月1日)その年の7月31日まで)に生じたそれぞれの自己負担額を合算することにより、一定額を超えた分が、申請により支給されます。既に払い戻されている医療保険の高額療養費や介護保険の高額介護サービス費がある場合に

## 福祉用具購入費・住宅改修費支給制度

要介護(要支援認定者に係る福祉用具購入・住宅改修について、費用の一部を支給します(自己負担1割)。

**福祉用具購入**  
入浴または排せつの用に供する福祉用具などの購入費の一部を支給します。  
なお、要介護区分にかかわらず、支給限度基準額は年間10万円です。

## 住宅改修

※県の指定した特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所で購入したものに限り、申請に必要なもの

- 申請に必要なもの
- ▼申請書
- ▼領収書
- ▼購入したものが掲載されているカタログ
- ▼印鑑(スタンプ印を除く)
- ▼振込口座の通帳

**住宅改修**  
手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取り替えなど、要介護者・要支援者の自立支援のための小規模な住宅改修に係る費用の一部を支給します。  
なお、要介護区分にかかわらず、一つの住居につき、支給限度基準額は20万円です。  
※居宅介護支援事業者などを通じて、事前に申請が必要です。

○申請に必要なもの

- ▼申請書
- ▼理由書・見積書・平面図・施工前の写真
- ▼住宅改修後
- ▼申請書
- ▼施工後の写真・領収書・印鑑(スタンプ印を除く)・振込口座の通帳

○問合せ

- ▼本庁国保介護課介護給付グループ(内線2621・2622)
- ▼各支所市民生活課

# 国民年金保険料の免除・納付猶予制度のご案内



失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料が免除される「保険料免除制度」があります。  
免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。  
平成22年度の保険料額は下表の通りです。なお、全額免除および一部免除のどの階層に該当するかは本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合せ先で確認ください。

平成22年度保険料(月額)	
免除を受けなかった場合	15,100円
3/4免除の場合	3,780円
半額免除の場合	7,550円
1/4免除の場合	11,330円

**国民年金の免除・納付猶予制度**  
大きく分けて三つの制度があります。

- ①学生納付特例制度
- ②若年者納付猶予制度
- ③全額免除・一部納付(免除)制度

○将来の老齢基礎年金が受給できなくなったり、受給できても金額が少なくなることがあります。

**保険料が未納のままだと...**  
障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

\*一部免除の承認を受けても、残りの部分を納付しないと、未納と同じ扱いとなります。(詳しくは下表をご覧ください)  
\*免除制度を利用しなかった場合は、2年間しかさかのぼって納付できません(免除制度を利用した場合は最大10年間さかのぼり可能。ただし、2年を越えると金額が変わります)。

老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときには
全額免除	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
3/4免除	5/8として計算		10年以内なら追納できます(一部免除部分)
半額免除	3/4として計算		10年以内なら追納できます
1/4免除	7/8として計算		2年を過ぎると納付できません
納付猶予	計算されません	ありません	
学生特例	計算されません		
未納	認められません		

## 申請は原則として 毎年必要です

※ただし、全額免除または若年者納付猶予制度の該当者で、翌年度も引き続き免除または若年者納付猶予を希望した場合は、申請書の提出は不要です。

**申請期間(平成22年度分)**  
7月1日～平成23年6月末日  
\*ただし、学生納付特例は、4月1日～平成23年3月末日

**申請に必要なもの**

- ▼印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳
- ▼学生の方
- ▼学生証の写しまたは在学証明書(原本)
- ▼平成21年中に離職した方
- ▼離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し
- ▼平成22年1月1日以降に本市に転入した方
- ▼前住所地での所得証明書

**受付窓口・問合せ**

- ▼本庁市民課(内線2544・2545) または各支所市民生活課
- ▼日本年金機構 川内年金事務所 ☎(22)5276